

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率について次のとおり公表します。

【知名町の概要】

- 「健全化判断比率」は、いずれも早期健全化基準を下回っており健全な状態です。
- 「資金不足比率」について、赤字となった公営企業はありません。

1 健全化判断比率

(単位：%)

項目	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
知名町	—	—	11.5	58.1
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載しています。

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	
知名町合併処理浄化槽事業特別会計	—	
国民宿舎特別会計	—	

備考 資金不足額がない場合は、「—」を記載しています。